

平成 24 年

新 城 市 教 育 委 員 会

1 2 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成24年12月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 12月19日（水） 午後4時から午後6時まで

2 場 所 新城市勤労青少年ホーム 集会室

3 出席委員

瀧川紀幸委員長 菅沼昌人委員長職務代理者 馬場順一委員
川口保子委員 花田香織委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

夏目道弘教育部長
小石清人教育総務課長
原田隆行学校教育課長
請井浩二文化課長
佐宗勝美スポーツ課長

5 書 記

小林義明教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教 育 長 報 告

日程第3 協議・報告事項

(1) 12月市議会について

(2) 指定変更・区域外就学事務取扱要綱の改正について

(3) 作手小学校校章について

(4) 卒業式について

(5) 全国学力・学習状況調査における調査活用委員会の報告

(6) その他

日程第4 その他

(1) 「高校生の祭典 in 新城」の開催について

委員長

それでは、平成24年12月の新城市定例教育委員会会議を始めさせていただきます。

日程第1 前回会議録の承認

委員長

日程第1、前回会議録の承認でございますが、事前にお目通しをいただいております。ご異議がなければご承認、ご署名をお願いしたいと思います。（「異議なし」の声）異議なしと認めますのでご署名をお願いします。

（会議録署名）

日程第2 教育長報告

委員長

それでは日程第2、教育長報告に入ります。それではよろしくをお願いします。

教育長

12月の動きについて報告させていただきます。

4日ですが、新城市国際交流協会役員会がございました。この場では先達でもお話しさせていただきました、6年後のニューキャッスルアライアンスが新城市で開かれるということで、ユース会議が立ち上がったということをお話しさせていただきました。学生、若者たちが、先日、技科大の留学生を招いてガイドし、鳳来寺山を案内したり蕎麦作りをしたということで、一歩動き出したのではないかなと思います。今後の発展を期待したいです。

それから、1日ですが、市町村対抗愛知駅伝大会が行われました。大変天気にも恵まれた中で各選手、大いに活躍しました。もてる力を十分に発揮し、順位としては19位ということでございました。

2日に、第25回の新城歌舞伎がありました。特徴としましては、子ども歌舞伎、子ども歌舞伎OBものがありました。作手子供歌舞伎ということで、菅守小学校の子どもたちが菅原伝授手習鑑を演じました。たくさんのおひねりをいただきました。

それから、6日には本会議の一般質問が6日、7日とありました。また詳しくは部長から報告がありますが、5人の議員さんから教育委員会に関する質問がございました。長田議員からは作手校舎存続についての質問がございまして、先月、この場でも確認しましたように、教育委員会としては存続という強い意志を持っているとお伝えいたしました。また、新城東高校の定員増について質問がございました。東三河全体で見ますと、新城市が45人ぐらい、北設が10数人、豊川が100人以上卒業者が増えているにも関わらず、新城東高校だけ40人増ということでございましたので、新城市内からは中学生が半数弱が市外の高校へ行っている現状を考えると、この学級増というのは新城北設地区という、限られた範囲だけで考えたことであって、東三河全体を考えて、今後、県立高校の定数を考えていただきたいということを県へ強く要

望していくと同時に、判断については不本意である、という思いを表明いたしました。それから、菊地議員からは、作手高里地区に計画されております支所庁舎、あるいは交流施設、作手小学校、これらの考え方について質問がありました。最後、教育委員会のコアである共育という考え方に基づいて、総合的に建設していくということで、共育についての考え方もここで述べさせていただきました。その他、鈴木達雄議員から AED の配備と使用、山田議員、瀧川議員から指定管理の在り方について質問がございました。

8日、長篠保存館の歴史講座、現地学習会ということでバス2台で長浜の方へ出かけました。その時に、長浜の国友鉄砲館、ここは火縄銃の産地ということで非常に有名なわけですが、そちらを見させていただきました。国友の火縄銃、あるいは火縄銃の仕組み等について説明がありました。そちらのビデオで、設楽原歴史資料館の火縄銃の紹介も出ていました。国友らしい鉄砲館だなと感じると同時に、その鉄砲の数や種類、展示の規模を考えた時に、設楽原歴史資料館がまさに日本一の火縄銃館であるという存在を示していると、改めて新城の資料館の意義を感じました。

それから、14日に東陽小学校で公開授業研究会がございました。東陽小学校では、国語学習を中心に行っているわけです。そのスタンダード、小学校の国語ということで言いますと、全担任が指導するという、全ての教科の基礎になるということで非常に大切なわけなのですが、何のために何を教えるか、ということで曖昧な部分もあるということで国語のスタンダードを研究したいという考えで研究授業、協議を行いました。全県から多くの参加者がありまして、よい研修ができたのではないかと思います。

16日、委員長さんには連絡させていただきましたが、鳳来地区内の小学校の教員が人身事故を起こしました。日曜日の夕方、学校へ行って、その帰りに暗い中、前方を走ってくる車が急に右へぱっとよけ、何かな、と思い自分もハンドルを右へよけたのですが、そこへおじいさんが前に出てきて、はねてしまったということです。幸い、命に別状はないのですが、まだ入院中ということです。ともあれ、師走ということで小さな交通事故等も多々あります。改めて、交通安全を徹底するよということで、次の資料にもありますように、「安全運転の徹底を！」という緊急メッセージを教育長名で出させていただきました。

それから18日、鳳来北西部地区の再配置説明会ということで、連谷、海老、鳳来寺、この3地区の区長さんにお集まりいただきまして再配置の考え方等について説明をさせていただきました。以上です。

委員長

ありがとうございました。何かご質問等ございましたらお願いします。

委員

よろしいでしょうか。学生服は暗い色が多いですね。下校の時刻を変えるのは難しいことだとはわかるのですが、冬の間、暗くなる時などは何かの措置ができないのかなと思います。ランナーなどは反射板を手首や足に付けている方が多いですね。

そのこと自体が、変なものをつけては恥ずかしいという時代でもないですよ。黒い学生服が何とかなればと私はずっと思っていたのですが、何らかのかたちでそういった措置ができればと思います。

特に指導を徹底したいと思うのが、自転車の無灯火です。子どもたちはドライバーの視線というものを持っていないので、何が危険で、という想像力が働かないと思うのです。そのへんのことを先生方をお願いして、何か措置ができればうれしいなと思います。

教育部長

子どもたちの安全を確保する、担保していく、というのは非常に大事なことで、学校もそうですし行政も交通安全というものを学校だけではなくて全市的に進めています。学生服の色を変えるのはなかなかすぐには難しいと思いますが、反射材などについては、例えば市の組織で言いますと、防災安全課という組織がありますが、交通安全についても所管をしている課があります。そこで、交通安全の啓発に関わることもやっています。教育委員会は子どもたちをお預かりするという部署でもありますので、そのあたりの調整もしてみたいと思います。必ずこれは交通安全に資する方策のひとつでもありますので、やっていきたいと思います。

自転車の無灯火につきましては、まず学校での指導が大事ではないかと思います。こういったものは、耳にタコができるぐらいやっていくしかないのかなと思います。

学校教育課長

学校教育で大事なところかなと思いますので、改めて学校へ連絡をしたいと思います。学校によっては、ウインドブレーカーを着ればだいぶ目立つようになっているところもあります。

委員

学校の機会だけではなく、家へ帰っても気をつけていただきたいと思います。うちの子どもですが、小学校で反射材をもらってきたと思います。ランドセルにぶら下げるようなものですが。

教育長

子どもたちの服装について、交通安全・防犯の立場からジャージの色等考えていきたいなと思います。やはり目立つ色でないと、そういったところの担保はできにくいと思います。基本的にそれは教育委員会で選ぶのではなくて、各学校・保護者で色合いを選んでいただいているのですが、夜のことも考えての交通安全・防犯の配慮が必要かなと思います。

それから、無灯火についてですが、学校の下校時間については、日没までに帰宅できる時間を設定してあるわけですが、それだけではない、という委員さんのおっしゃる通りですので、そういった点の実態と指導を考えていきたいなと思います。

委員長

その他よろしいですか。一点よろしいですか。鳳来北西部地区の再配置の件ですが、学校統廃合の進捗とスケジュールというのは、今のところどうなっていますでしょうか。

か。

教育部長

昨夜、教育長、私、教育総務課長、教育総務副課長の4人で行ってまいりました。前々から、鳳来北西部地区については色々な意見交換をしてきたのですが、少し間が空いてしまっていました。毎年、地元の区長さんもかわられてしまうということで、改めて市の再配置の基本的な考え方、指針というものを、今後の3学区の子どもの推移も含めご説明申し上げました。基本的には、統廃合についてはもろ手をあげてというわけではなく、消極的なのですが、やむを得ないということでご承諾はいただいていると認識しております。過去、そして昨夜の区長さんの意見も同じでありました。ただ、簡単に進んでいく問題ではないですので、今後、色々なことで細かな打合せ、協議をしていく必要があります。学校統合をしますと、通学距離が必ず遠くなる子どもが出てきます。通学の足の確保をどうするのかだとか、学区の財産、例えば連谷学区でいうと四谷・千枚田での活動をどうしていくのかとか、また、学区の皆様のその学校への関わり方というもの、特に今回は連谷小学校と海老小学校の子どもたちは鳳来寺小学校へ通っていただくことを考えているものですから、そうすると連谷地区、海老地区の方々が遠のいてしまうという懸念もあります。そうならないように、どういう風にしていくのか、そういう細かなことをこれからつめていかなければなりません。そのための、地元と市との協議をする組織を地元に立ち上げていただきたいというお願いをしてまいりました。ついては、そのメンバーの人選をいたします、という話をしてまいりまして、引き上げてまいりました。昨夜の話では、年明け1月末ぐらいまでにその人選をお願いして、2月にできれば第1回の会合を開き、その会合の結果を3月に地元へ持ち帰っていただき報告していただく、そして新年度へ入っていくというスタイルを今、考えております。

委員長

はい、ありがとうございます。その他何かございますか。

委員

黄柳川小学校ですとか、作手小学校の前例がすでにあるわけですね。前例があるということは、大変お話がしやすいかと思えます。鳳来寺小学校へ集まる連谷小学校や海老小学校の方たちも、そのお話を聞けばだいぶ安心されたり、問題点をみつけることができますよね。

教育部長

まず、昨夜の話は地元での受け皿組織を立ち上げていただきたいというお話をしました。全く白紙の状態でも頼まれても、地元としても困ってしまいますので、先行事例として黄柳川小学校、作手小学校があるものですから、その話もさせていただきました。今後も協議の中で、先行事例についてこちらから情報提供をさせていただいて、それを参考に考えていくというようなことを考えています。

委員

今、作手で問題になっているのは、跡地利用です。運動場があり、施設としては非

常にいいわけですが、その跡地利用について検討してください、というのが各地区の人たちに任せる、となっています。地元というのを、その学校の校区と捉えているわけです。そうすると、生徒の数が本当に少なくなっているなかで合併していくわけですから、その地域に残された、その跡地利用の問題について考えていく人についても、なかなかいません。非常に高齢の方や、現役の生徒をもっている親でも数が少なくて、地元の考えを優先と言われるのですが、これは教育委員会の見解なのか、わからないのでここではっきりさせていただきたいと思うのですが。ある程度どこかで指導性を持たないと、地元の意見としては市に考えてもらおうと、非常に主体性がなくなってきた感じがします。私が今言っているのは、地元というのは作手全体を指すのだということです。みんなで使ったりということで、市全体で考えていかないと、と思います。もし維持管理についてやるとなると大変ですし、それを任されても困るとか、非常に消極的な形で話が進みつつあって、まずいなという感じがするのです。例えば、黄柳川小学校をつくったわけですが、山吉田小と黄柳野小の跡地利用については具体的にはどうなっているのか、もうひとつ質問としては、跡地利用については本当に地元、その学区の人に任せているのか、そのあたりについて見解があればお願いします。

教育部長

まず、地元の方々に跡地利用について考えてみてください、というお願いはしております。これは、なぜそのようなお願いをさせていただいているかということ、やはり、学校というのは、単に教育を施す場だけではなくて、その地域の核となる施設であったわけでありますので、教育委員会だけの視点で決めるべきではないだろうというのが一点あります。そういったことから学区の方々、地域の方々にいい利用方法があれば出していただきたいというお願いをしております。基本的には、地元というのは学区、という捉え方をするのではないかと思います。

例えば菅守なら菅守学区だけで考える、ということに決して限定されているものではなくて、そういったものを取り払って、作手地区全体でこういう風にしましょう、という意見が出れば私どもがしっかり聞かせていただきます。地域からのご意見が、そのまま実現できるかということ、それは別の次元の議論になります。私どもは色々なアイデアをいただいて、それをひとつずつ検証させていただきます。最終的には市の施設でありますので、市がどんな風にしていきたい、ということで最終決定していきます。

先行して、黄柳川小学校について、黄柳野小と山吉田小がありますが、ここにつきましては、やはり同じように地元に投げかけさせていただいております。教育委員会へ提出されておる状態ではございませんが、今、色々なアイデアがあがってきていると聞いております。それを今のところ待っている、という状態であります。こちらについてはそういった状況であります。山吉田小学校につきましては、校舎そのものに耐震度がないものですから、年度が明けましたら解体・撤去をいたします。さら地にしてからの跡地利用については、まだこれからです。黄柳野小学校については、まだ

施設はしっかりしていますので、どんないい使い方があるのか、ということ在地元の方々に考えていただいているという状況です。

いくら小さな学校でも、地元でそれを全て管理していく、背負っていくというのはまずできないと思います。維持管理の経費だけでも相当かかります。そういったことは跡地利用を考えていただきたいとお願いした時に、申し添えて、こちらからお伝えをしてあります。市が何がしかを負担して、利用をしたいという話が出てくるかと思えます。今、市では公共施設の見直しというものを進めております。必要な施設はしっかり市でもっていないといけませんし、そのあたりを施設ごとに検証し、もうそんなに必要ないだろうという施設は、市の手から離していく、解体していく手法もありますし、譲渡するという手法もあります。そういった方向にあるものですから、よほどしっかりした目的を持たせないと、市が管理負担をしていくというのは難しいと申し上げております。跡地利用について、具体的な進展というものがみられるところが現段階についてないものですから、今後の話にはなっていますが、いずれにしても、地元のご意見というものは色々お聞きをして、それを尊重しながら、市で使い道を考えていきたいという基本的なスタンスをもっております。はっきりとしたことが申し上げられなく大変恐縮ですが、そのような状態です。

委員

ここからは私の意見ですが、菅守小学校でも協和小学校でも、どこでもそうだと思うのですが、その学校が、地域のコミュニケーションをとるそういう場、役割を果たしてきています。小学校がなくなるだけでもつらいのに、跡地についてもどうなるかわからないということだと、やはり暗いさみしい話ばかりになってしまっています。私が皆さんに言っていることは、跡地が学校に代わる以上の、みんなが集まるような楽しい場所にする、そういうことを考えないといけないのではないだろうかと思えます。そうすると維持管理の話が出てくるわけで、そんなのはできないということです。一定の段階で、最初は地域だけの話し合いでいいと思うのですが、どこかからは市が関わってある程度指導するなりしたほうがよいと思います。その時に、新しい展望みたいなものが導き出されるようなことをお願いするといいいのではないのでしょうか。こういう組織をつくったらどうですかとか。作手については、学校の統廃合についてはものすごくいい感じで進めております。けども、そこで跡地の問題まではいかないものですから、その問題についてぼちぼち考えようということで、個人的には色々出ているのですが、一定の方向性、指導性が必要です。全く地元だけで考えてください、というのはちょっと無責任すぎるというか、地元の人からすれば荷が重すぎるという感じがして、結局は先ほど言ったように、大変なので、市へ返そうという意見も、菅守小あたりではぼつぼつ出始めているそうです。

教育部長

私どもが、地元の皆さん方に跡地利用についてお話をさせていただいたのは、全く投げちゃって、というつもりで投げかけたわけではないですが、受け止められた地元の皆さんは、結果そういう感じをもって見えるということですので、考え方の齟齬

が出ているなということをお話をおうかがいして思っております。やはり今、作手地区では学校建設の準備会というものが組織されていて、そこで色々なことを協議していただいておりますが、その中のひとつに、跡地利用の問題を組織として検討していただく、というようなことも必要なのかなと思います。山吉田のケースでは、準備会に分科会をつくりまして、そこで検討をしております。そういった事例をご紹介させていただきながら、話をしていく必要があるなと感じております。考えさせていただきたいと思います。

委員

今の話ですが、今度、廃校となってから市主導ということで考えますと、地元住民としては自分たちの意見が何らかのかたちで反映されたいと思うのです。最初だけでもお考えください、加えて意見をくださいというような教育委員会のスタンスは、私はいいと思います。

委員

今、そういう方向で進めていますが、現段階ではある程度行き詰ってしまっているのです、そのへんで一定の指導なり、アドバイスなりが必要ではないかと思っております。それはやってくれるということでしたので、また、特に作手の方ではそういう組織があるものですから、そして、その組織は全部の地区の代表がいますので、お願いしたいと思っております。

委員

それこそ地域自治区が来年からできますので、うまく連携ができるといいと思っております。地元の方の意見が反映されるということが一番ですので、また作手の支所の方でそういった相談窓口もできると聞いていますので、そのへんの連絡みたいなものがとれていけば、建設的なものになっていくと思っております。

委員長

個人的には、語幣を招かないように聞いて欲しいのですが、例えば新しい道路をつくと古い道路が残るわけですね。どうするのだ、と言う話はユニットの話です。151のバイパスをつくりますよ、と言った時に、商店街は疲弊していく、ということがあったわけです。新設の学校をつくる場合には、必ず古い学校はいらなくなるという話なので、それは補強で済むのかとか、本当に新設するならばこちらはどうするのだという話は、ユニットのような気がするのです。これからかなり再配置、統廃合という話が出てくるので、これはユニットで最初から考えておかないと、後からどうしましょう、という話をしても、うまくつかないという可能性があります。統廃合の根本的な問題のなかに、新設学校をつくったところであとの2つなり3つなりの学校をどうするのかというのは、私はユニットで解決しないと、新設は確かによくてみんな喜ぶのですが、これはちょっと考えておかななくては、と思っております。

教育部長

必ず統廃合をすれば、廃校になる学校は必ず発生しますので、その跡地利用という話になりますと、教育委員会の範囲を超えていくものになります。教育施設として何

がしか有効利用していく、ということであれば教育委員会で話ができるのですが、教育委員会の権限外の話になっていくとなると、行政サイドとすれば、全庁的なものが必要となってきます。相当大変だろうとは思いますが、そういったことを念頭におきながら進めていきたいと思っています。

委員

今のお話のように、あれだけの広大な土地はなかなか手に入るようなものではないし、新都市の町づくりのひとつとして、都市計画、それは教育委員会の範囲を超えた視点で進めていかなければいけないし、そういう部署というのは市役所のなかにあるのですよね。

教育部長

はい、あります。行政というのは、縦割り行政と言われますが、基本的に各部門で壁ができてしまっているというのは、現実の問題としてあります。ただ、世の中の多様性というものに、だんだんそぐわなくなってきたというものの、一方の事実としてあります。やはり、縦割りを完全になくしてフラットな状態にするのはとても難しいと思います。おそらく不可能ではないかな、という気がいたします。ただ、縦割りは縦割りとして残して、その上に横串と通すような仕組みは必要だと、いう認識は、私だけではなくみんな持っております。今の新都市の組織としては、そういう役割を担っているところが、総合政策部であります。今は、特定の政策課題に特化をして取り組んでおります。自治基本条例だとか、そういったものに特化してしまっているものですから、発展的に、全庁横断的な課題を担うという組織になっていく可能性というものはあると思います。このあたりも、総合政策部を立ち上げたのは、今の市長の考え方に沿ったものでありますので、多分に政策的な要素を含んだ組織であります。教育委員会としても、跡地利用については教育委員会だけの問題ではないということと話をし、どういう風になるかは何とも申し上げられませんが、そういった議論も少しさせていただきたいなと思います。

委員長

この議論については、まだ出てくると思いますので、今日はここまでということにいたします。改めて協議したいと思います。

委員

最後に1点いいですか。この問題は、全国どこでも起こっている問題で、色々な人に頼んで全国の情報を集めてもらっています。かなり成功しているところもあります。全然それが機能しないで、逆にそれが地域の喧嘩のもとになったようなところもあります。成功したところの私の感想ですが、自分たちで、経費の問題も含め、運営していく考え方に基づいてやっているところは成功していますが、最初、援助してもらって、というような考え方のところはだめになっていってしまっているような感じがします。市全体の活性化に結び付くような、そういうものに転換していかなければ、あんまり意味がないと思います。全国の色々なところから、総合政策部の方でも意識的に追究してもらって、というもののいいのではないかな、と思います。

教育部長

全国の先進事例について、廃校利用ということで、文科省が集めたものをつくっております。これはプリントアウトして、作手地区にはお届けをしていたと思います。それともうひとつ、最近のニュースでは、総務省が廃校をターゲットに、それを地域活性化へとつなげる取組みの調査を始める、というものをみましたので、これからの話ですが、そういったものが出来上がってくれば、こちらでも情報収集をしてお伝えさせていただきたいなと思います。

委員

その他、ございますか。では、次へ移ります。

日程第3 協議・報告事項

(1) 12月市議会について

委員長

日程第3、協議・報告事項(1)12月市議会について、教育部長お願いします。

教育部長

12月定例会の概要についてご報告申し上げます。前回の教育委員会議でもお伝えをしておりますが、11月30日から12月14日まで、15日間の会期で行われました。教育委員会の関連する議案といたしましては、全部で7つございました。条例の制定や、予算の関係でございます。結果といたしましては、全議案、全会一致で可決をしております。

もうひとつ、一般質問ですが、教育長報告の中にも若干ありましたが、まず長田共長議員から作手校舎の存続問題について、質問をいただきました。いわゆる、市からの要望に対して、県教委の対応はどんな具合なのか、作手中学からの進路希望等をみると、存続については非常に困難に思われるが、対応は何かあるのか、という質問でした。それから、新城東高校本校の方の定員増がなされましたが、それについての影響はどうか、という3点の質問をいただきました。県教委の対応につきましては、地元の意見を尊重したいという見解を県の方からいただいておりますので、そのような答弁をしております。県立高校ですので、市が答弁をするというのは、なかなかしづらいところがありました。それから市の対応について、でございますが、できる対応というのは限られるのですが、作手では中高連携による選抜入試を取り入れてまいりますので、中学生の進路説明会や個人懇談会で、そのあたりの説明をし、良さが伝わるよう、理解が深まるようにしております、という答弁をしております。それから、新城東高校の定員増の影響でございますけれども、やはり、新城・北設・豊川、とりわけ新城東高校作手校舎の進学コースである、まなびの森コースへの進学を考えた生徒に対しては、少なからず影響があるものと思われる、という答弁をしております。この質問につきましては、事前に長田議員から話がありまして、市はもう諦めたらどうだ、というニュアンスだったものですので、今の教育委員会の存続要望に対するものについて少し構えておったのですが、当日はそういった風ではなくて、

非常に心配をするということで、現実をしっかりと見据える必要がある、それに対してどういった対応をしていくのか、というスタンスで質問がされたものであります。これは、この質問で結論が出るものではありませんので、今後も教育委員会は存続に対して要望していく、というスタンスで答弁をさせていただいております。

そして、2人目の菊地勝昭議員からのご質問で、高里地区の総合整備について質問がございました。これは、作手の支所庁舎の建設と学校の建設、それから山村交流施設の3つの施設についての建設に対する考え方は、というものでございました。その中で、教育委員会に関するものは、小学校建設に、共育の概念をどうやって生かしていくのか、どのような特色を出して小学校を建設していくのか、そして廃校後の利用について、という質問をいただきました。共育の関係につきましましては、いわゆる山村交流施設と有機的に接続をすることによって、住民の目が学校へ注がれ、地域で子どもを育て、なおかつ住民も学び育つ、といった活動の場を担う共育の環境を作り出していきたいと考えている、という答弁をしております。それから、山村交流施設につきましましては、地域の方々が常に集って、世代を超えて交流できるホールを備えた活動拠点としたい、そして小学校は子どもと地域住民が日常的に顔を合わせ、共に活動し、共に学び交流ができる施設というものを考えていると、また廃校後の施設利用については、先ほど申し上げましたように、学区での協議を進めてもらっています。そのご意見を参考に、今後考えさせていただきます、という答弁をしております。いずれにいたしましても、今後どういった施設をつくっていくのか、地元も交えて考えていきますので、細かいことについては今後の協議の中で、というスタンスで答弁をしております。派生していた質問の中で、具体的な案件としまして、作手に図書購入基金というものがあります。それを、この整備を機会に、有効に利用できないか、という質問をいただきました。これは過去、ご寄附によってつくった基金でありまして、この機会にできれば有効利用させていただきたい、という答弁をしております。あとは、自然エネルギーの活用をした建設を望みます、というような要望を承っております。共育の考え方については、先ほどお話しましたような答弁をさせていただいております。

それから、鈴木達雄議員からは AED の有効利用について、ということで質問がありました。今、各小中学校には AED が設置してありますが、それを24時間利用できるようにできないか、ということでした。これは、学校に配備してある AED というのは、設置目的が子どもたちに何かあった時のために活用したいという趣旨で設置をしておりますので、設置場所については屋内がほとんどです。ですので、24時間使えるようにするという風になりますと、特に晩や、休みで先生がいないときは遠慮してしまいますので、使えないという状況です。これを使える状態にするためには、屋外に設置する必要があります。そうしますと、管理上非常に不安な要素があります。例えば盗難や、いたづらをさせて壊される、といったように、いざというときに使えないと困りますので、現状では屋外設置というのは、なかなか難しいのではないだろうか。ただ、人の命は何にも代えがたいものでありますので、緊急の時にはそれなり

の措置で使っていただけるようにしております、という答弁をしております。言葉を濁した感じではありますが、要するに、緊急時の場合はガラスを割ってでも、という話であります。廃校となる学校へも設置してありますので、それはどういう風にしていくのか、という質問もございました。山吉田小学校に設置してあるものは、黄柳川小学校へ移設・設置をします。その他の学校につきましては、当面今のまま置いておきます、という答弁をしております。また、跡地利用が今後どうなるのかによって変化していく、というものでございますので、当面は今の場所に置いておく、ということです。

そして、山田たつや議員から指定管理の件でご質問がございました。これは非常に答えにくいものだったのですが、今回選定した業者について、不適格ではないか、選定方法がおかしくないか、というような質問でありました。選定方法につきましては決して、恣意的なものを入れて選定をしたものでは決してない、ということをつっぱねております。選定業者にいたしましても、評価項目を設けて、複数の選定委員により、適正に評価をした結果であるということで、退けております。

それから、滝川健司議員につきましても、指定管理者の質問がございまして、これは今まで指定管理をしておりましたが、市直営に戻した施設もありますが、そういったことに関する質問です。施設運営の検証と今後の効果は、ということですが、新城青年の家や新城図書館、西部公民館は市の直営としていく考えである、と答えています。そうすることによって、今までより市民の生涯学習ニーズにより対応できるよう直営とし、それぞれの施設の理念を掲げ、生涯学習の一層の充実を図られるものと考えておる、と答弁をしております。一般質問は以上でございます。

教育委員会は、先ほど7つ上程議案があると申しましたが、条例の制定・一部改正の議案がありますので、その質疑というものは、やはりなされました。先ほど申し上げました、図書購入基金の条例の一部改正をあげております。制定理由と一部改正に至った理由について、ということで森孝議員より質疑を受けました。これは、平成10年に図書整備費ということで寄付を受けて、基金とし、その運用益で図書の充実を図ろうとしたものである、ということ、それから今回の一部改正については、これは300万円の定額運用基金ではありますが、それにもかかわらず、その運用益の処理の仕方が矛盾をきたしておる条文になっておったものですから、それを正しいものにしていく、というような改正である、という答弁をしております。

それから、長田共長議員からの質疑で、地域文化広場の指定管理者の指定について、選定理由と、市民サービスへの影響、地元雇用について、行政経費の削減について、質疑をいただきました。運営管理計画や維持管理計画等について、平均して評価を得ていった業者に選定をしたということ、また、その業者に選定した大きな理由としまして、外部からの新たな視点により、現状を打破して、今後将来的な展望が望める、という要素も評価のひとつにありましたので、そういった理由で選定しました。それから、市民サービスへの影響につきましては、新たな指定管理者による自主事業によって利用促進と、市民サービスの向上が図られるものと思っている、という答弁をし

ました。雇用に関しましては、現職員については継続して採用していく、それから市内の居住者を優先して採用する、となっておりますので、そのあたりはしっかりと担保している、ということです。それから経費の比較ですが、非常に難しいものがありますが、ひとつの見方として、今年度の市の指定管理事業というのは、1億ぐらいです。今度の新しいところについては、上限9千万ということですので、1千万程削減はできるということでございます。

それから、山田たつや議員が再度、条例案件について質疑がありました。いわゆる、今回の管理者は地元に関連性のない共同企業体であるが、どの程度の実績があるのか、それから選定理由として、実績よりも新たな視点で現状を打破し、発展が望めるとあるが、具体的にはどういったことか、ということです。舞台管理については、専門知識を有するわけですが、この指定管理は直営でそういったことが可能か、という質問を受けました。実績については今回指定をした管理者のものをそのまま答弁しております。最後に、直営は可能か、という質問でございますが、どうも、質疑をした議員のほうにも若干の勘違いがあるのかな、と思うのですが、今回採用をした指定管理者は舞台の運営管理の専門的なノウハウをもっているところではありません。舞台管理については、別の専門業者に委託をするというかたちになっております。現在の指定管理の状態もそうでありますので、結局、今と同様の形態をもってやっていきますので、問題はないと考えておる、というような答弁をしております。この指定管理の案件につきましては、厚生文教委員会という常任委員会に審議が付託されます。その場でも、やはり色々な質疑がありました。そこでの最大の委員さん方の要望事項ということで、それぞれの業者の提案の中にも、いいものがあつたはずだと、そういったものを今回特定のある一者に決めたわけですけれども、そこにやってもらうような交渉を、今後進めていっていただきたい、そうすれば、いいところ取りというか、よりいいものができてまいりますので、それについての要望が出ましたので、今後指定業者と交渉をしていきます、というような答弁をしております。以上、定例会の報告です。

委員長

はい、ありがとうございます。何かご質問ございますか。

委員

文化会館なんですけれども、学校等が使う場合も有料だと思うのですが、例えばそれを半額にするとか、減免をして、せめて子どもが使うときは優遇をしたらどうでしょうか。稼働率が今どういう状況なのかを把握していないのでいけないのですが。そういったことができたならと思います。

ピアノなんかについては、弾かなければ弾かないほど劣化していくものだと思うので、何かのかたちで、ものすごく安くても、もしくは無料でも、定期的に鳴らしてやるというようなことをしないと、財産としての価値が下がってしまうと思います。そういうことというのは、規定上すごく難しいことなんでしょうか。

教育部長

ひとつは、減免についてですが、議会でも減免の規定の見直しの質問がございまし

た。市の色々な公共施設の中で、かたくなに減免をしない、という取り扱いをしているのが文化会館です。それは、文化会館を建設した時に、それまでの市の公共施設は色々な理由をつけられて、全部減免というような状況でした。あそこについては、多額の費用をかけて建てたものでありますし、ランニングコストも1億というお金がかかるということで、受益者負担という概念を、しっかりと貫いていきたいと思います。それが今も続いておるわけです。この先、減免なしの状態が続いていくかといいますと、そういう風には考えないと、今後、新しい運営形態、民間の業者を入れていくということになりますと、状況をみながら検討をしていきたいという答弁をしております。先ほど委員さんが言われました、子どもたちの利用については、学校が利用するという話になりますと、大変利用料が必要になってきます。いわゆる予算に計上をして、支払うこととなりますが、受け手は市になります。実質は、プラスマイナスゼロということですから、その予算がつく、つかないということはありませんが、可能であれば、ということで検討したいと思います。最初からお金のやり取りがないような状態にするのか、どうするのかということとは若干検討の余地があるかなと思います。

もう一点、ピアノについてですが、ピアノを使う場面がより多くあるかということですが、これも、新しい指定管理者がどういう展開をするのか、市がピアノを使った事業展開として、どんなことができるのかということになります。ただ何分、専門家ではないものですから、よくわからないところがあります。

委員

先ほど、ピアノの話がでましたけれども、昔、スタインウェイを小ホールでも使えないかという話をしたことがあります。運搬の関係で、使用は大ホールに限られるということでした。

それと、ピアノに関してのことですが、入札で調律をされていると思いますが、一度、私のピアノをやって下さる方の会社が2年続けて落札されてうれしい、とおっしゃっていました。というもの、調律以外に、整調といって、ピアノの奥をきれいにする作業があるのですが、調律はちゃんとしていたが、整調が全然なされていなかった、ということでした。3年かけてみれるとよかったのですが、入札の関係で2年で終わってしまいました。調律だけで終わってしまう業者と、丁寧に奥までみよう、という業者とあるものですから、単純に入札、落札ということではなくて、何か別の面も考えていただけると、財産も有効に活用できるし、子どもの耳もよくなるのではないかなと思いました。

委員

ピアノを使うような催しだけもってこられるか、というものあるのですが、ピアノを本気でやってみえる方は、グランドピアノが弾きたいですね。スタインウェイとなれば、本当に弾きたいと思います。練習の際に、大ホールの利用料を払って、というのは難しいかと思うのですが、うまく組み込んで、使っていただくという手段を考えていけると、と思います。一定のルールを設けることができ、月に何回か弾いて

もらえるという体制をつくれればいいのではないかなと思いました。

それからもうひとつ、学校のお金はいつてこいだから、というお話でしたが、実際には、使用料は学校に配当された予算の中から支払われるというわけではないのですか。

教育部長

基本的にはそうです。

委員

わかりました。ありがとうございます。

委員

ピアノ、スタインウェイの話なのですが、舞台だけでも使えました。碧南市ですが、それをオープンにしまして、舞台とピアノのセット、それだけで貸出しをしますよ、というシステムがありました。

委員長

新城小学校では、学習発表会で使っています。今のお話は、やり方のひとつだと思います。では、次に移ります。

日程第3 協議・報告事項

(2) 指定変更・区域外就学事務取扱要綱の改正について

委員長

日程第3、協議・報告事項(2) 指定変更・区域外就学事務取扱要綱の改正について、教育総務課お願いします。

教育総務課長

資料をご覧ください。指定変更・区域外就学事務取扱要綱の改正についてですが、学校教育法施行令に基づきまして、転居、その他事情があるものにつきまして、本来児童生徒が就学すべき学校を変更する場合の指定変更と市外の児童生徒が、市内の小中学校へ就学する場合の区域外就学の手続きについて改正をするものです。今まで、毎年申請手続きを行っていたものを、変更理由の内容によっては一回の申請で、複数年の許可とすることで、申請者の負担を軽減しようとするものであります。

次の資料を見ていただきますと、別表1とありますので、そちらをご覧ください。許可の事由としまして、(1)から(14)までございます。それぞれの事由について、許可期限というものが載っております。例えば、(1)について、肢体不自由等心身に障害があり、通学に距離の近い学校へ就学するとき、という事由については、許可期限は児童においては小学校、生徒においては中学校を卒業する年度の学年末まで、ということになっております。(2)から(4)についても、卒業までということになっております。変更となっているところとしましては、(8)の地理的事情から校区外の地区の子供会等に所属し、その地区の一員となっているときについても、卒業までの期間となっています。また、(9)の、過去からの行政区等の慣例的な付き合いにより、指定校以外の学校へ通学を希望するときにつきましても、小学校・中学校、それ

ぞれ卒業までとなります。(12)の日本国籍を有しない外国人児童生徒で、国際学級設置校又は、それに準ずる学校へ通学を希望するときについても、許可期限を小学校・中学校それぞれの卒業までとしてあります。(13)について、兄弟姉妹が(1)から(12)までのいずれかの事由により認定を受けているときについては、当該兄弟姉妹の許可期限が満了するまでとなります。それから(14)の、その他、特別の事由があると教育委員会が認めた時については、許可期限は当該事由が消滅するまで、となっています。特に、八楽児童寮へ入所している児童生徒がここへ関係するということとなります。

本年度、本日までで(1)から(14)までの事由によって通学を許可している児童生徒は、74名います。この改正につきましては、お認めいただければ、来年の4月1日から適用したいと考えております。以上です。

委員長

変更の最大の理由、事由は何ですか。

教育総務課長

一番多いのは、最後の(14)です。あとは(11)の事由が10名います。(10)が9名、(8)が9名ということでございます。(1)については、今のところ事例がありません。

委員長

新旧対照表で見ますと、事由等を別表にした、ということですね。

教育総務課長

はい。また、毎年申請であったものを、許可期限を決めたということが大きな変更点です。

委員長

ご質問ありましたら、お願いします。

それでは、指定変更・区域外就学事務取扱要綱の改正について、ご承認いただけるかたは挙手をお願いします。(全員挙手)それでは、全員挙手ということで承認されましたので、よろしくをお願いします。

日程第3 協議・報告事項

(3) 作手小学校校章について

委員長

日程第3、協議・報告事項(3)作手小学校校章について、教育総務課お願いします。

教育総務課長

資料をご覧ください。来年4月からスタートします、作手小学校の校章につきましては、現在、作手小学校設立準備会で作業を進めていただいているところでございます。この、準備会という団体でございますが、作手小学校が円滑に開校できるよう、地域と学校が一緒になって検討を進めている各学区の代表者や有識者等、30名で構

成されています。4つの小学校の閉校式典の運営や、学校史の発刊、学校跡地の利用の検討、2校舎体制における行事の割り振りなど、多岐にわたる検討・準備をしている団体です。この組織の部会のひとつに、作手小学校運営検討委員会というものがございます。この委員会は、代表区長さん、有識者、PTAの皆さん、4つの小学校の校長先生で構成されておりまして、委員会の方で校章の検討がなされておりまして、昨日ですが、市教委へ報告がございましたので、教育委員会議において、ご承認いただくものでございます。

資料には、決定までの経緯ということでのせてございます。作手地区の児童と一般住民を対象にデザインの公募が行われまして、9月末に締め切り、87点の応募がございました。その中から検討した結果、サギソウを基本とするデザインに決め、デザインの専門家にもご協力いただいて、今回のデザインとなったということでございます。この校章に込めた願いを読ませていただきます。旧作手村のシンボリック的存在であった「サギソウ」を図案化し、その中に作手の文字を配置した。両手を大きく広げ未来にはばたくイメージと、4つの羽根の先は旧4小学校を意味し、それらが一つにつながってできたという思いを込めた。下の部分は未来を目指して飛ぶ鳥をイメージできるように、本物の花に近い軽やかな感じに仕上げた。ということでございます。この校章ですが、著作権は、原則的には学校にあるということになっています。公立の学校の設置者は市であることから、市に承認を得ることによって新しい作手小学校の校章として承認したいと思っております。よろしく申し上げます。

委員長

皆さんご承認ということでよろしいでしょうか。では、よろしく申し上げます。何かご質問はありますか。

教育総務課長

ひとつ補足してよろしいでしょうか。こちらの「作手」という文字ですが、実際にはHGP行書体で、もう少し字はシャープなかたちになります。

委員

色は黒ですか。

教育総務課長

縁取りが紺色、文字も紺色にしたいということ聞いております。使い方によっては、バリエーションがあるのかなと思っております。

委員長

では、全員一致ということでよろしく申し上げます。

日程第3 協議・報告事項

(4) 卒業式について

委員長

日程第3、協議・報告事項(4)卒業式について、学校教育課申し上げます。

学校教育課長

教育委員ローテーション（案）と書いてあるものをご覧ください。中学校の卒業式は3月7日（木）でございます。24年度と書いてあるところがありますが、このように今年度まわっていただくところを考えました。東郷中学校は退職校長ですので、そこに市長が行くということです。

小学校の卒業式については、3月19日（火）です。これにつきましては、退職校長の学校が、新城小学校、千郷小学校、舟着小学校、庭野小学校、鳳来西小学校、菅守小学校と6校ございます。その中で、新城小学校へは市長が行くということで、それ以外の学校と今年度で閉校になる学校が幾つかありますので、その案では、1校、山吉田小学校を入れまして委員さんの配置をさせていただきました。地元的なところも配慮しながら決めましたが、色々ご意見をいただきたいと思います。

委員長

ローテーション表の中で、何か不具合等々、無理があるなどございますか。各自確認をしてください。では、よろしいでしょうか。もし何かありましたら、相互に調整をするということで、よろしくお願ひします。

日程第3 協議・報告事項

（5）全国学力・学習状況調査における調査活用委員会の報告について

委員長

日程第3、協議・報告事項（5）全国学力・学習状況調査における調査活用委員会の報告について、学校教育課お願ひします。

学校教育課長

お願ひします。これにつきましては、今年は抽出調査ということで、小学校3校、中学校2校の調査でしたが、これまでの比較検討をしたいということで、希望校ということで、小学校では13校、中学校では結果的に全ての中学校で行われました。前回の平成21年度に、小学校6年生は全てやっておりますので、こちらを中学校3年生と比較しまして、今後の学校施策へと反映しようということで行いました。去年は、震災の関係でテストを行いませんでしたが、今年度については1月の校長会で報告し、その後市のHPへのせていこうと考えております。

これは、国語、算数・数学、理科、生活の4つの観点での調査です。これまでのものを踏襲しておりますが、例えば国語ですと、大きく「書く力」と「読む力」の分けた分析の中で、具体的にこういうことをしていったらいいだろう、またはこういうことをしていきます、というようなことを提案させていただいております。国語の「書く力」ですと、構成を整えた文章を書く機会を設定する、また800字程度の作文を行事や単元の総括として位置づけ、仲間同士で推敲し、まとめさせる、など問題点を明らかにしながら、方法を示すというような書き方をしております。算数・数学、以下のものについても、同じような書き方がされています。

生活については、よくテストと一緒に生活アンケートというものを行うのですが、その中での問題点として、家庭学習習慣の確立ということ、目的意識をもった計画的

な学習を行うことを書いてございます。

そして、下の三行ですけれども、ここには、新城の三宝を活用して、自然や地域とのふれあいを多くもち、規則正しく、真面目な生活・学習態度が浮き彫りになっているため、良い面を継続させ、さらに学力を伸ばしていきたい、ということを書いてございます。

それから、次の資料を見ていただきますと、平成21年度小学校6年生と平成24年度中学3年生の結果からの状況ということで、全く同じ子どもの比較となっております。たとえば、主として知識を問う問題の国語Aの、話す力、聞く力、書く力、読む力について、全国平均と比べて、同程度だとか、やや下回る、上回るというような分析がしてあります。その中で、下回る、と出たのが、国語A、Bでやや多かったということでもあります。対策を立てていく必要があるな、と強く感じています。

それからもうひとつ、(2)の生徒への生活に関する質問ですが、新城市の特色として挙げられますのが、一番上に書いてある質問のところで、「何時ごろに起きますか、何時ごろに寝ますか」というところですが、全国と比べて睡眠に入る時間が遅く、早起きのため、睡眠時間が少ないという傾向が出ています。それから、「どれくらいの時間、テレビやゲームをしますか」という質問について、テレビやゲームの時間が多く、勉強の時間が少ないといった実態があります。同じように、関連しますけれども、予習・復習の時間も少ないということ、またお手伝いの割合もやや低くなっています。それから、「学校図書館や地域の図書館にどれくらい行きますか」ということについても、アンケートの中で週に何回行きますかなどを聞くわけですが、行く割合的には中学生の方が少ないのですが、読書にかける時間には変化がない、という風になっています。「今住んでいる地域の行事に参加していますか」ということについては、小学校時より参加割合は下がっていますが、これは全国に比べるとかなり高い、ということで、これは新城の特色のひとつと言えるのではないかなと思います。こういうものについての分析結果を発表したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

委員長

これにつきまして何かございましたら、お願いします。

委員

今後、どうするかですね。これに対して、どうしていくかという検討をしてもらわなければなりませんね。

教育長

これまでずっと、全国学力調査をやってきました、新城市は常に中学校で力が伸びた、という結果を維持してきたのですが、今年度初めて、そうではないという結果が出ています。今年の学年の特色というものが、一つ出ているのではないかと思います。新城市は全校抽出しておりますので、これまでの結果と比較することができます。今年度の学年の特色というものを踏まえつつ、そこで補うべき点というのも学校教育課で検討しておりますので、そうしたことについては、また報告させていただきたいと

思います。

委員

やや下回るというのは気になりますので、少し頑張らせたいなと思います。

教育長

原因として、その（２）にある、家での過ごし方の影響が大きいなと思います。生涯学習専門委員会の方でも話題になっているのですが、家での過ごし方、ここが新城市の場合は、本当にしっかりと考えていく必要があるな、ということが顕著にみられます。

委員

よろしいでしょうか。うちは共働きですから、子どもの勉強をみてやる、というのが本当に短い時間しかありません。家庭での過ごし方、ということで質問があるのですが、全体でやること、というのとそれぞれでやることというのがあると思います。全体の授業の中でどうするか、ということではなくて、勉強があまり得意ではないよ、と言う子に対してどういうアプローチができるかだと思います。家庭か学校か、という話ではなくて、子どもたちの時間の質という面でお試してみてもいいのかなと思います。私の子どもは東陽小学校区で、非常に地域が広いです。授業が終わってから、公共交通機関を利用して、ということになりますので、その間の時間をどうするか。正直に言って、特に決めのない時間になっています。実際にそういう風な傾向は、これからも続いていくと思います。それはそれとして受け止めて、子どもの時間のクオリティを高めていくということで積極的な動きができればいいかなと思います。

委員長

教育委員会が管轄で、例えば授業後から５時までどう時間を握るか、というのはだいぶ大きな議論になるでしょうね。

委員

でも、個別にアプローチしないと、算数や数学なんかだと、かなり前に戻ってやらないといけなかったりとか、そういう事例がすごく多いと思うのです。授業時間についてはどれだけだったのでしょうか。

教育長

小学校が４５分、中学校が５０分です。

委員

その時間の中で、ひとつの学年が同じ教室でやっている中で、あなたは今そのレベル、あなたについてはそのレベル、ということでは追いつきません。基礎がぐらぐらの状態と、がちがちの状態のところと同じものに乗せていったら、耐え切れなくなっていく子もいます。そうすると、ますます授業がつまらなくなっていくでしょうし。今、委員長が言われたこととか、やり方と言うか、希望する方からでもそういった取り組みが出来れば、うちの子もこれからお世話になっていくところだと思うので、ありがたいかなと思います。

教育長

そういった面について、昔と比べて少人数指導とか、到達度別指導とか、かなり細かなことが各学校で担保されるようになってきたとは思いますが、資料の（２）というのは、いわゆる生活習慣の面ですが、それについて考える必要がある、と出ていると思います。

委員

平均正答率を見るのと、もうひとつ、分布がどういう構造になっているのか、それについてはどうなのでしょう。

教育長

分布については、全国と同様の分布の仕方をしております。新城市も全国と同じ経過をたどっておるのですが、同程度か、ほんの少し下回る結果だった、という感じなんです。だから、言葉で表現すると微妙なのですが、グラフはのせない、ということになっておりますので、このような表現をしてあります。

委員長

では、ホームページ上は先ほど報告していただいたあたりがのる、ということですね。

教育長

それから各学校については、個人に手渡す、ということでございます。

委員長

はい、ありがとうございました。

日程第3 協議・報告事項

（６）その他

委員長

日程第3、協議・報告事項（6）その他、何がございますか。

教育長

5点ほど、よろしいですか。

3学期になって、統廃合の学校について、閉校式典についてのあいさつをどうするかということがありますが、設置者である市長、それから議長、その二人は必須であり、あとはお見えになったら県議、それから教育長、教育委員という話も出ていますが、子どもたちもそこに参加しているというようなことであれば、開校・閉校という設置の問題でありますので、市長が教育委員会の弁も代わりに述べられるということで、市長・議長・県議ぐらいの流れで15分ぐらい述べられる方向でどうかな、と思いますがどうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、2点目ですが、いじめ人権サポート委員会が、12月27日、9時半から行われます。前回も話題になったわけですが、教育委員はメンバーではなくなったわけですが、もしオブザーバーとしてご出席の意向があれば、学校教育課長へ連絡していただければと思います。

それからもうひとつ、いじめについての教育委員会の見解を総合計画市民委員会の

方で聞きたい、という事案がございます。1月10日、14時からということで、基本的には事務局の方で答えてまいりますけれども、委員長、教育長がそこへ参加して、市民委員の質問に答えていくというスタンスをとりますが、もしお時間がございましたら、ご参加ください。

また、お手元に届けてありますが、教育行政への意見反映に課題ということで、2011年度の教育委員会の現状調査について、文科省の一番新しい調査が出ております。これをお読みいただきまして、平成25年度以降の新城市教育委員会として改善等したい事柄がありましたら、検討課題としていきたいと思っております。

それから、お手元に本をお届けしましたけれども、人間キラキラの会の、「私の母の話」とありますが、原田純一先生からぜひ皆様に、ということでありましたので、いただきました。36ページと、100ページに先生のお原稿がのっておりますので、またご覧ください。

委員長

その他ございますか。

日程第4 その他

(1)「高校生の祭典 in 新城」について

委員長

日程第4、その他(1)「高校生の祭典 in 新城」について、文化課お願いします。

文化課長

一点だけ、お知らせをさせていただきます。チラシをつけていますので、ご覧ください。今回で3回目となります、高校生の祭典を、年明けの1月19日、午後1時から文化会館小ホールで行います。皆さんもぜひ、ご覧いただきたいと思っております。

委員長

はい、わかりました。ありがとうございます。

スポーツ課長

一点お願いします。来年1月20日に、第37回新城マラソン大会を予定しております。大会日程、参加者集計表をお手元にお届けしました。昨年は2935人、今年はそれを上回る参加申込状況でございます。簡単ではございますが、報告とさせていただきます。以上です。

委員長

その他ございますか。

委員

ひとつ、マラソン大会の件ですが、一番寒いときですので、選手はそういう格好をしているものから、あいさつなどは必要最低限にしてもらいたいかなと思っております。本当にかわいそうで、ぶるぶる震えている状況ですから、走ることが主ですので、あいさつはかいつまんでもらったほうが、と思っております。非常に言いにくいことかと思っております。

教育長

開会式を短くするというのは話し合いましたか。

スポーツ課長

色々な面で短くはしてきているのですが、あいさつのところまでは気が付かず、すいませんでした。スタート時間まであまり余裕がないものですから、開会式を短くする改善は年々してきておるのですが。

委員長

その他ございますか。

では、次回定例会議ですが、平成25年1月24日(木)、午後2時30分からとなっています。研修会については、教育長室にて1時半から、また研修会の内容についてはそこで議論させていただくことにします。また、通年、教育委員会議は木曜日にさせていただいておりますが、会議の場所を設定する都合もありまして、来年度もそのようにプランをさせていただいてよろしいでしょうか。

委員

ひとつすいません。連絡網を新しく作っていただければと思いますが。

教育総務課長

はい、わかりました。

委員長

では、新しい連絡網をお願いします。それでは、これで12月の定例会を終わります。ありがとうございました。

委員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記